

# 大村市部活動地域展開



## 手引き

## 地域の子どもは地域で育てる

令和8年3月  
大村市教育委員会

## はじめに

大村市では学校部活動の地域展開に伴い、学校・家庭・地域そして行政が、それぞれの役割を担いながらつながり合い、

「地域の子どもたちは地域で育てる」という意識のもとで、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境整備により、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指しています。

そのために、「大村市中学校部活動及び新たな地域クラブ活動在り方等に関する方針」（以下「市ガイドライン」）により基本的な方向を示し、「大村市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」を策定しました。この「大村市育成会クラブ事務の手引」は趣旨にそって育成会クラブを円滑に運営するための具体的な手順や対応等をまとめています。

大村市は、既にすべての中学校に部活動育成会が組織されており、令和8年度からは、休日の部活動の実施主体を「育成会クラブ」として地域展開することを基本方針としています。

子どもたちが、できるだけこれまで通りの環境で、スポーツや文化芸術活動に打ち込めるよう、今後とも学校、育成会、保護者等を支援しながら地域展開を進めていきます。



# 目 次

## はじめに

### 大村市中学校休日部活動地域展開の手引き

#### 1. 実施主体（育成会）の活動を支える仕組み

(1)大村市の現状	4
(2)大村市の休日の部活動地域展開	5～6
(3)大村市育成会クラブ活動・学校部活動を支える仕組み	7～8
(4)大村市育成会クラブ活動・学校部活動協議審議会について	9
(5)指導者が指導に従事するまで	10

### 大村市育成会クラブ事務の手引き

#### 2. 大村市地域クラブの認定について

(1)大村市の地域クラブの定義	12
(2)大村市地域クラブ認定の手順(年度当初事務)	13

#### 〈育成会クラブの設立時の事務〉（年度当初事務）

#### 3. 育成会クラブの活動概要の決定について

(1)会費の設定	14
(2)予算計画	14
(3)育成会クラブの規約、事業計画書等の作成	14
(4)生徒、保護者との連絡方法の確認	15

#### 4. 育成会クラブの運営について（通年）

(1)指導者の資質向上と研修	15
(2)育成会クラブ主体による安全に配慮した指導の徹底	16～17
(3)学校施設を利用する場合の留意事項	17
(4)指導者	18
(5)家庭との適切な連携	18
(6)学校との適切な連携	18
(7)大村市への報告	19
(8)会計事務	19～20
(9)大会、コンクール等への参加	20

#### 5. 各様式・参考様式

# 部活動地域展開

## 仕組みの手引き

### 1. 実施主体（育成会）の活動を支える体制



# 1. 実施主体（育成会）の活動を支える仕組み

## (1) 大村市の現状



### ◎学校部活動と社会体育として実施しています

#### 大村市の部活動の仕組み

##### < 平日 >

16:30まで

学校部活動

16:30~

社会体育

##### < 休日 >

#### 社会体育

- 体育館や運動場を時間で2~3分割して部活動を実施
- 指導者は、教職員、外部指導者、部活動指導員等

玖島中

西大村中

萱瀬中

郡中

大村中

桜が原中



16部

18部

4部

19部

18部

19部

- 各学校、同じ仕組みで保護者と協力して部活動に取り組んでいます。
- 全ての中学校には保護者主体の「育成会」が組織されており、生徒たちのスポーツ・芸術文化活動（部活動）を支えています。これは大村市独自の仕組みです。

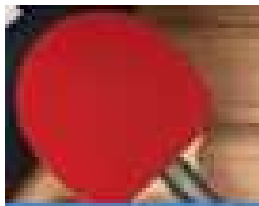
# 1. 実施主体（育成会）の活動を支える仕組み

## (2)大村市の休日の部活動地域展開



### ◎大村市の休日の部活動はこう変わります。

- ・令和8年度から休日活動の実施主体は各学校に設置されている「育成会」となります。平日の学校部活動と区別するため、「育成会クラブ」と呼びます。
- ・休日の「育成会クラブ」の指導は地域の指導者が行います。教職員が指導する場合は、兼職兼業の手続きを行うことで、教職員ではなく、地域の指導者という立場になります。
- ・休日は「育成会クラブ」となっても、子どもたちが円滑に活動できるよう、平日の学校部活動顧問と実施主体（育成会）との連絡調整が必要です。
- ・休日は「育成会クラブ」に変わりますが、子どもたちは現状と同じ環境で活動します。



# 1. 実施主体（育成会）の活動を支える仕組み

## (2) 大村市の休日の部活動地域展開

◎休日は「育成会クラブ」として実施します。



### 大村市の育成会クラブの仕組み

< 平日 > 【従来通り】

学校部活動

16:30

社会体育

16:30を過ぎたら「社会体育」となります

< 休日 >

育成会クラブ

体育館や運動場を時間で2～3分割して  
育成会クラブの活動を実施

●指導者は、地域の指導者（外部指導者・部活動指導員等）と指導希望の教職員（兼職兼業）

玖島中

西大村中

萱瀬中

郡中

大村中

桜が原中



平日：16部  
休日：16育  
成会クラブ

平日：18部  
休日：18育  
成会クラブ

平日：4部  
休日：3育  
成会クラブ

平日：19部  
休日：19育  
成会クラブ

平日：18部  
休日：18育  
成会クラブ

平日：19部  
休日：19育  
成会クラブ

- 休日の活動は、学校ではなく保護者主体の「育成会」が実施主体となります
- これまで通り指導を希望する教職員は「兼職兼業」の手続きを行います。
- 大村市では、これまでの活動場所等に変更はありません。

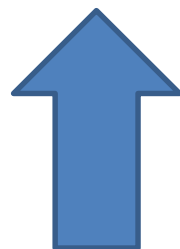
# 1. 実施主体（育成会）の活動を支える仕組み

## (3) 大村市育成会クラブ活動・学校部活動を支える仕組み

子どもたちは活動場所、時間等これまでと同じ環境で活動します。

【〇〇中学校育成会（種目名）クラブ・（種目）部】

ガイドラインを遵守し、学校と育成会が連携して活動



育成会が各〇〇中学校育成会（種目名）クラブ・（種目）部を支えます。

【〇〇中学校育成会クラブ・学校部活動】

総顧問を中心にそれぞれの育成会クラブ・部活動の支援、管理等



教育委員会が中心となって、〇〇中学校育成会クラブ・学校部活動を支えます。

【大村市認定地域クラブ審議会】

【審議会事務局を設置】

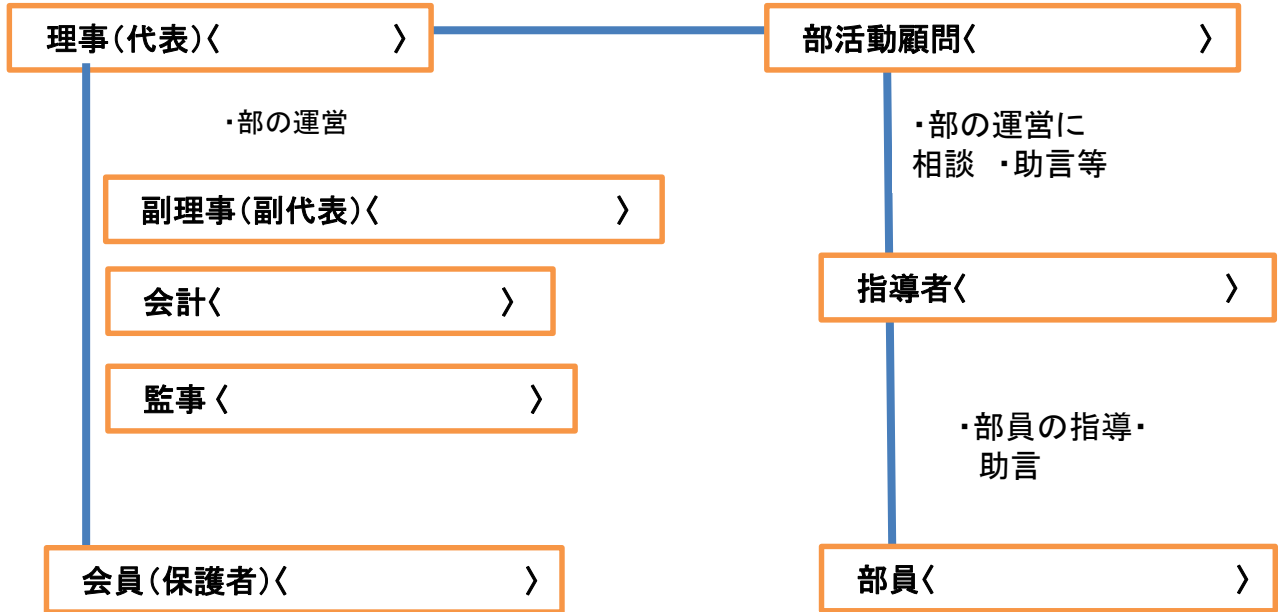
クラブの認定、指導者の確保、謝金支払い等

# 1. 実施主体（育成会）の活動を支える仕組み

## (3) 大村市育成会クラブ活動・学校部活動を支える仕組み

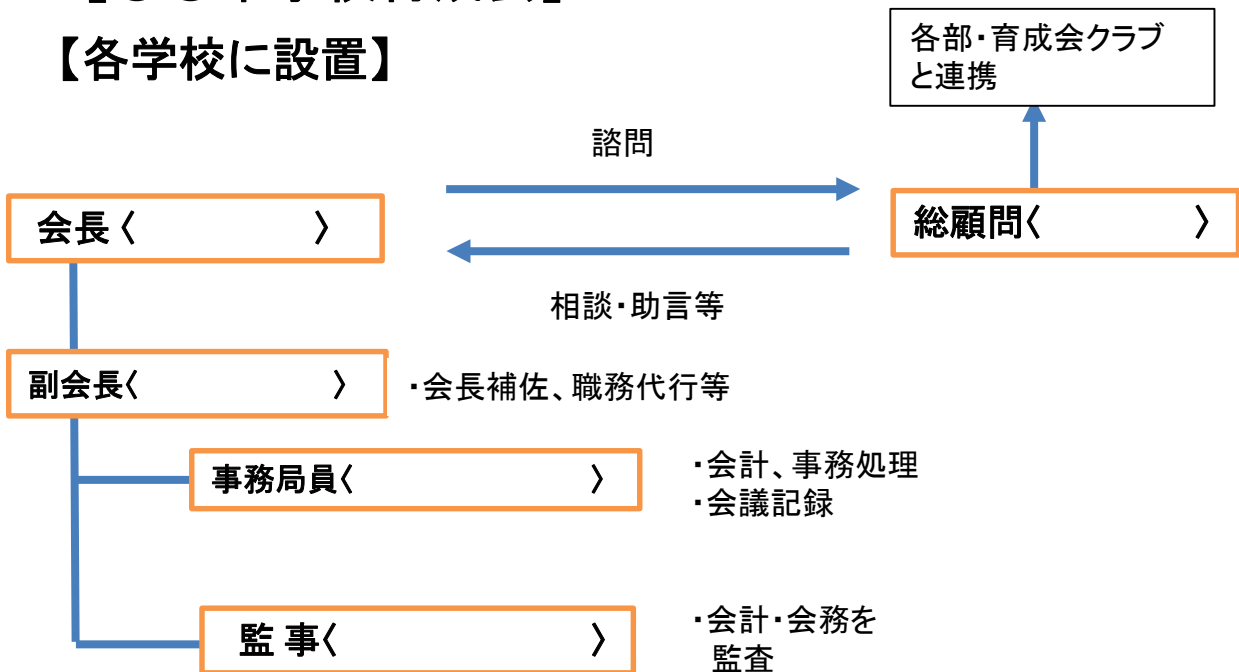
### 【〇〇中学校育成会(種目名)クラブ・(種目)部】

【各部・育成会クラブに設置】 〈 〉 は氏名



### 【〇〇中学校育成会】

【各学校に設置】



# 1. 実施主体（育成会）の活動を支える仕組み

## （4）大村市認定地域クラブ審議会について

この審議会は、育成会クラブ活動、学校部活動を支える仕組みです。

### 【大村市認定地域クラブ活動審議会】

#### 【審議会事務局を設置】

クラブの認定、指導者の確保、謝金支払い等

#### 審議会委員

##### 関係団体代表者等

- ・ 大村市教育委員会
- ・ 大村市スポーツ協会
- ・ 大村市スポーツ推進委員協議会
- ・ 大村市校長会
- ・ 大村市PTA連合会
- ・ 大村市中学校体育連盟
- ・ 大村市立中学校育成会
- ・ 行政関係者
- ・ 有識者（法律専門）
- ・ 該当中学校総顧問（校長等）
- ・ 審議会が必要と認めた者

#### 審議会の役割

審議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域クラブ指導者、部活動指導員の確保
- (2) 保護者、地域への周知・理解の促進
- (3) 指導希望教員への兼職兼業の在り方
- (4) 公費負担の在り方・受益者負担水準の検討
- (5) 地域クラブ指導者への安全確保や事故防止及び体罰やハラスメント根絶の取組み
- (6) 複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- (7) 地域スポーツクラブの認定に関わること
- (8) 前各号に掲げるものの他、教育委員会が必要と認めること

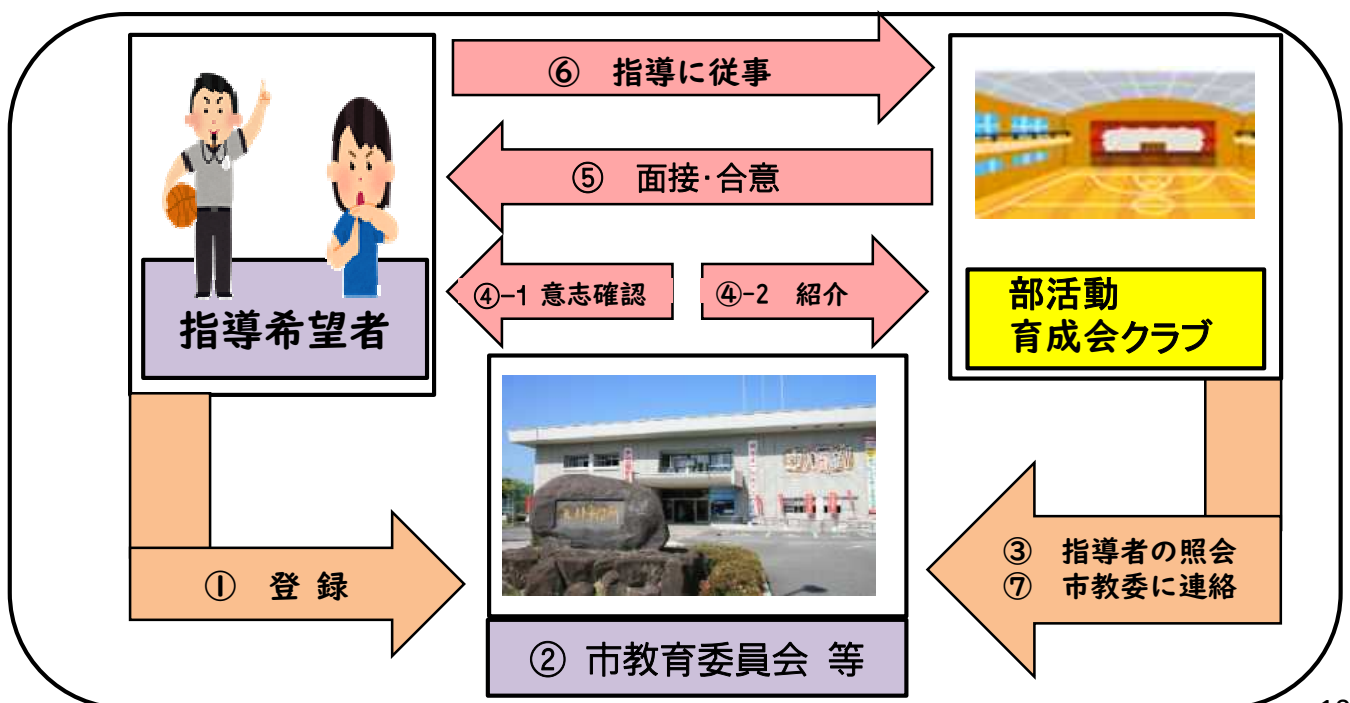


# 1. 実施主体（育成会）の活動を支える仕組み

## （5）部活動地域展開において指導者が指導に従事するまで

- ① 指導希望者は「認定地域クラブ指導者登録申請書」フォームから申し込む。
- ② 市教育委員会等は、申請内容を確認する。
- ③ 部活動・育成会クラブは、希望調査の結果、指導者が不足した場合は、市教育委員会等へ照会する。
- ④ 市教育委員会等は、指導希望者の意志確認（④-1）後、部活動・育成会クラブに紹介（④-2）する。
- ⑤ 部活動・育成会クラブは、応募者と面接し、指導条件など確認し合意形成を図る。
- ⑥ 指導希望者は、育成会クラブ等で指導に従事する。
- ⑦ 部活動・育成会クラブは、面接の結果を市教育委員会等に連絡する。
- ⑧ 市教育委員会等は指導者を委嘱する。
- ⑨ 各育成会会長から指導者に委嘱状を手交する。

### 【指導に従事していただくまでのフロー図】



# 大村市育成会クラブ

## 事務の手引き

2. 大村市地域クラブの認定について
3. 育成会クラブの活動概要の決定について
4. 育成会クラブの運営について（通年）
5. 各種様式・参考様式



## 2. 大村市地域クラブの認定について

### (1) 大村市の地域クラブの定義

大村市では、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という目標を実現するため、地域クラブの活動をとおして、「自己実現、活力のある社会と絆の強い社会づくり、及び部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出」を目指しています。

そのため、地域クラブの実施主体に対して、大村市の活動方針（ガイドライン）を踏まえた目的、運営方法、活動内容等が記された規約等を作成し、勝利至上主義に陥ることなく、生徒にとってやりがいのある活動にすることを大村市の地域クラブ認定の要件にしています。

具体的には、「大村市地域クラブ認定要件」をすべて満たした活動を行う地域クラブを、大村市の地域クラブとして認定することとしています。

#### ○市の認定を受けると・・・

- ① 学校と協議して許可を受けることで、学校施設を利用して活動する。
- ② 学校の新入生説明会や新入生のオリエンテーション等で紹介する。
- ③ 生徒の募集案内や連絡等の文書を市から各学校に配付する。
- ④ 市ホームページ等で地域クラブを紹介する。

等のことが可能となります。

※各主大会の参加については、各競技団体の参加規程を確認する必要があります。

## 2. 大村市地域クラブの認定について

### (2) 大村市地域クラブ認定の手順（年度当初事務） 別添様式参照

令和8年度の地域クラブ認定は、令和8年3月の状況で申請書を提出していただき、認定手続きを行います。

その後、令和8年度の新体制が決定した時点で、役員、指導者等の変更があった場合は、再度申請書を提出して下さい。

① 地域クラブの代表は、「大村市地域クラブ認定要件」のすべての認定要件を満たしていることを確認する。



② 地域クラブの代表は「地域クラブ認定申請書」（様式第1号）に必要事項を記入し、規約等の写、認定要件確認書（様式第2号）事業計画書（様式第3号）等を添付して学校教育課に提出する。



③ 学校教育課で記載内容を精査し、認定要件を満たしているか確認する。



④ 学校教育課は認定要件を満たすクラブに「地域クラブ認定通知書」を、要件を満たさないクラブには「地域クラブ不認定通知書」をそれぞれ発行する。

## 〈育成会クラブの設立時の事務〉（年度当初事務）

### 3. 育成会クラブの活動概要の決定について

#### （1）会費の設定

- ・活動に係る費用は、受益者負担が原則となります。
- ・育成会クラブの維持や運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な価格の設定をお願いします。

※より低廉な会費となるように、市では育成会クラブ運営費（指導者謝金）や低所得世帯の保護者負担に対する支援を準備中です。決定内容は別途お知らせいたします。

#### （2）予算計画

- ・会費、事業計画等に基づく収支予算（概算）を作成してください。
- ・必要経費として「指導者謝金」（市の補助制度を準備中）「登録費、大会参加費、保険加入料、救急セット購入費、その他各種目、活動に応じた経費」が見込まれます。

#### （3）育成会クラブの規約、事業計画書等の作成

##### ①「育成会クラブ規約」の作成（※参考様式）

- ・明確な活動方針に基づいて、分かりやすく作成してください。

##### ②「地域クラブ認定申請書」の作成（※様式第1号）

- ・認定を受けようとする育成会クラブは、所定の認定申請書に必要事項を記入し提出してください。
- ・認定申請書には、運営に関する規約または会則（参考様式）公認指導者資格証の写し（指導者が取得している場合）認定要件確認書（様式第2号）事業計画書（様式第3号）を添付の上提出してください。

##### ③「地域クラブ事業計画書」の作成（※様式第3号）

- ・育成会クラブの具体的な活動内容が分かりやすい事業計画書を作成してください。

##### ④活動状況の把握

- ・市は育成会クラブの活動状況等について把握に努め、適切な運営等について必要に応じて指導、助言を行います。

#### (4) 生徒、保護者との連絡方法の確認

- ・育成会クラブは参加申込書の受理後、参加生徒一覧表を作成するとともに、今後の連絡方法（緊急時連絡体制を含む）等を定めてください。
- ・生徒、保護者が安心して活動できるようにスポーツ安全保険等へ必ず加入するよう規定しています。ただし、部活動と育成会クラブで別々に加入する必要はありません。
- ・参加する生徒数に応じた年間及び月間指導計画（予定）を作成し、指導者配置計画、収支予算を決定の上、生徒、保護者、育成会クラブ関係者に周知してください。

### 4. 育成会クラブの運営について（通年）

#### (1) 指導者の資質向上と研修

##### ①方針等の共通理解の徹底

- ・育成会クラブ関係者（代表者、指導者等）から、市ガイドラインに基づく活動方針等の徹底をお願いします
- ・生徒の安全・健康面への配慮等、生徒に対する指導力の質を高め、暴力暴言、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶を徹底してください。

##### ②研修会と相談について

- ・指導者等は、市が主催する指導者研修会を必ず受講して下さい。開催案内は別途市から各育成会クラブへ連絡します。
- ・市は安全安心な活動を確保する観点から、生徒や保護者からのハラスメント等の相談があった場合には、必要な指導助言を行います。

## (2) 育成会クラブ主体による安全に配慮した指導の徹底

### ①生徒の自己管理能力育成

- ・指導にあたっては、生徒が自分自身で障害等を予防する自己管理能力の育成に努めてください。

### ②安全指導の充実

- ・指導者（見守りを含む）は複数名を基本とし、様々な状況に適切に対応する体制を整備するとともに、活動時の安全確認と生徒に配慮した指導を徹底してください。活動中の事故、自然災害等の緊急的な状況に、適切に対応できる体制（緊急連絡方法等）を整備するとともに、育成会クラブ関係者及び参加生徒、保護者の共通理解をお願いします。

### ③生徒の健康管理

- ・生徒の心身の健康状況の把握に努めながら、状況に応じた柔軟な活動内容とすることを指導者間で共通理解して指導に当たってください。

### ④熱中症予防対策

- ・県教育委員会が作成した「運動部活動時における熱中症対策ガイドライン」（令和4年7月25日付け4教体第201号）を必ず確認し、適切に対応することを育成会クラブ関係者及び参加生徒、保護者間で共通理解した上で指導に当たってください。

### ⑤重大事故発生時の対処

- ・重大事故発生時に育成会クラブとして適切に対応するために、「生命の確保」を最優先する対応手順を作成し、関係者間で必ず共通理解を図ってください。
- ・学校施設を利用して活動する場合であっても、学校は緊急時対応等を想定して教職員を配置することはありません。ただし、救急搬送を要する場合等、緊急の際には躊躇なく学校にいる教職員に応援を求めて対応してください。

- ・指導者は、市が主催する指導者研修会等を通して、応急手当、救命措置等を理解し、実践力の向上に努めてください。
- ・生徒間で加害、被害の関係による事故、けがが発生した場合は、事実に基づいて、保護者と連携しながら丁寧に対応願います。

#### ⑥生徒指導に係る問題への対応

- ・生徒同士のトラブルやいじめの訴え、相談等があった場合は、決して放置することなく、関係者で情報を共有しながら、育成会クラブが主体となって、事実に基づいて、家庭や学校と連携しながら解決に努めてください。また、その内容は必ず学校に報告してください。

### (3) 学校施設を利用する場合の留意事項

#### ①マナー、ルールの遵守

- ・学校のルールに基づいた施設の使用、片付け、美化等に努めてください。

#### ②適切な使用の徹底

- ・学校施設や借用備品等は丁寧に使用し、誤って破損等した場合は、必ず学校に申し出てください。状況により、育成会クラブまたは個人に修繕等を求める場合があります。
- ・活動中の軽微なけが等の対応のために、無断で保健室等を利用したり、応急手当用品を使用することはできません。必要な応急手当用品は各育成会クラブで準備してください。

#### ③安全配慮の徹底

- ・保護者送迎のため駐車場の混雑が予想される場合は、状況に応じて誘導等の対応をお願いします。特に生徒の安全確保を徹底してください。
- ・「熱中症警戒アラート」をはじめ様々な警報等が発表された場合は、安全確保を最優先してください。学校から警報等の情報が提供された場合、学校の方針に従って対応してください。

## (4) 指導者

### ①指導者実績報告（別添様式参照）

- ・年間及び月間事業計画に基づき、指導者を配置してください。
- ・指導者が作成した「指導実績報告書」を確認し、育成会クラブ活動・学校部活動審議会事務担当者への定期的に提出してください。（謝金支払いの根拠となります。また、部活動支援アプリの導入を検討中です。導入後はアプリ内で確認予定です。）

## (5) 家庭との適切な連携

### ①状況に応じた家庭連絡

- ・活動中の事故、怪我、生徒同士のトラブル等が発生した場合は、家庭に連絡し、連携して解決に努めてください。

## (6) 学校との適切な連携

### ①連絡の確認

- ・育成会クラブと学校との連携を図るため、それぞれの連絡先を確認してください。

（部活動支援アプリの導入を検討中。導入後はアプリによる相互連絡）

### ②緊急時の連絡

- ・極めて重大な事故が発生し、骨折、入院加療等生徒が学校生活に支障をきたし、特段の配慮が必要と認められる場合は、学校へ連絡するとともに、保護者に対し、直接学校と相談するように促してください。

### ③学校との情報共有（学校へ連絡する例）

- ・生徒同士のトラブルやいじめがあり対応した場合
- ・特に複数の学校から参加している生徒が関係している場合や、関係生徒に深刻な影響があり、学校の継続的な指導が必要と判断される場合

- ・生徒の心身の状態が不安定であり、家庭や学校と連携した見守りが必要と判断される場合
- ・その他、育成会クラブが学校と連携した対応が必要と判断した場合

## (7) 大村市への報告

### ①事故発生時

- ・重大事故が発生し、家庭や学校と連携した場合の対応経過

### ②施設、備品等の破損等時

- ・破損等の状況と対応経過

### ③その他運営上の問題発生時

- ・育成会クラブ運営における諸問題の対応経過

## (8) 会計事務

### ①収支予算書

- ・収支予算書を作成し、必要に応じて関係者に公開してください。

### ②適切な予算執行

- ・公正かつ適切な会計処理のもと計画的に予算を執行してください。
- ・会計帳簿を整備し、適切な時期に会計監査を実施してください。
- ・資金管理は、原則として金融機関の通帳で管理してください。
- ・組織運営の透明性を確保するため、必要に応じて、会計情報を適切に関係者に公開してください。
- ・会費のオンライン集金、会計管理等をサポートするアプリが開発されているので参考にしてください。

### ③指導者謝金の支払い

- ・指導者の「指導実績報告書」をもとに、原則として毎月ごとにまとめて指導者謝金を支払います。

(市で補助制度を準備中。決定次第支払い手続きを進める予定)

- ・指導者謝礼からは所得税が源泉徴収されます。
- ・必要に応じ指導者本人が確定申告を行うよう必ず周知してください。

### ④活動実績報告及び収支決算書

- ・年度末ごとに活動実績報告及び収支決算書を作成し、関係者に公開するとともに、市に報告してください。

## (9) 大会、コンクール等への参加

### ①参加手続き

- ・育成会クラブの大会、コンクールへの参加については、それぞれの参加規定に応じた登録、申請等の手続きを行ってください。
- ・各大会等への参加登録等手続きに関する情報は、各育成会クラブが主体的に収集してください。
- ・各大会等には育成会クラブ指導者の引率で参加してください。

## 5. 各様式・参考様式

- (1) 「各部規約(会則)ひな形」 (参考様式)
- (2) 「地域クラブ認定申請書」 (様式第1号)
- (3) 「認定要件確認書」 (様式第2号)
- (4) 「事業計画書」 (様式第3号)
- (5) 「指導実績報告書」 (参考様式)